

美里町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が保有管理する資産を広告媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 町が保有管理する資産への民間企業等の広告掲載は、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

広告媒体 次に掲げる町の資産のうち、広告を掲載することができるもの

ア 町が発行する広報、パンフレット等の刊行物及び印刷物

イ 町が管理運営するホームページ

ウ その他町が保有管理する資産のうち町長が定めるもの

広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

広告主 広告媒体に広告掲載の決定を受けた者をいう。

広告掲載料 広告媒体に広告掲載をした広告主が支払う料金をいう。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載又は掲出をしない。

法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

政治性又は宗教性のあるもの

社会問題についての主義主張

個人又は法人の名刺広告

美観風致を害するおそれがあるもの

公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの

前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告の募集等)

第5条 町長は、広告の募集をするときは、あらかじめ次の事項を定め、町の広報及びホームページ等により公募するものとする。ただし、広告掲載希望者の数が募集した数に満たない場合は、個別に広告掲載の案内をすることがで

きるものとする。

広告媒体の種類

広告の規格、掲載位置及び掲載期間等

広告の募集方法

広告掲載料

前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告掲載希望者は、各広告媒体ごとに定める掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第 7 条 町長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に通知しなければならない。

2 町長は、広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、次の優先順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

第 1 順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの

第 2 順位 公共的性格のある企業等で、町内に事業所等を有するもの

第 3 順位 前 2 号に掲げるもの以外の企業又は自営業で、町内に事業所等を有するもの

第 4 順位 前 3 号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

4 町長は、広告掲載を行うに際して、必要に応じて広告の内容、デザイン、形状等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告主は、町長の指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 9 条 広告主は、広告掲載に係る権利を第三者へ譲渡、貸与及び担保等を行ってはならない。

(広告主の責任等)

第 10 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告のデザイン、版下、データ等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合その他広告掲載が適当でないと認める場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。

広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。

町の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の還付)

第 1 2 条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

(その他)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。